

○小谷村高等学校等子育て応援助成金交付要綱

平成 30 年 2 月 23 日  
教育委員会告示第 7 号

改正 平成 30 年 8 月 3 日教委告示第 9 号

改正 令和 3 年 8 月 27 日教委告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高等学校等に在学している生徒の保護者負担の軽減を図るため、予算の範囲内で助成金を交付することについて、小谷村補助金等交付規則（昭和 36 年規則第 16 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校（全日制、定時制、通信制）、中高一貫教育校の高等学校又は中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校の 1 学年から 3 学年まで並びに専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学している者をいう。
- (2) 保護者 前号に規定する生徒を保護する義務のある者をいう。

(対象者)

第 3 条 助成金の対象者は、小谷中学校又は県内公立特別支援学校中学部若しくは県内の公立及び私立中高一貫教育学校の中学校又は中等教育学校前期課程卒業生の保護者で、小谷村内に住所を有する者とする。

(対象期間)

第 4 条 助成金の対象期間は、3 年以内とする。

(補助金の額)

第 5 条 助成金の額は、生徒一人あたり年額 3 万円とする。

(補助金の交付時期)

第 6 条 助成金は、毎年 11 月中に一括交付する。

(交付申請)

第 7 条 規則第 3 条第 1 項に規定する交付申請書は、小谷村高等学校等子育て応援助成金交付申請書兼請求書（別記様式）によるものとする。

- 2 前項に規定する交付申請書に、申請年 10 月 1 日現在の生徒の在学証明書を添付するものとする。

(交付決定及び支給)

第 8 条 村長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 村長は、虚偽の申請、その他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月3日教委告示第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年8月27日教委告示第5号)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

小谷村高等学校等子育て応援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

小谷村長 様

申請者 住所 〒  
(保護者) 小谷村大字

氏名 (生徒との続柄 )  
電話番号

小谷村高等学校等子育て応援助成金の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

生徒名等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	生徒氏名		年齢	歳
				性別
	住所			
学校名			学年	学年
振込先(申請者名義)	金融機関名	支店	口座番号	普通当座
	フリガナ		助成金額	¥30,000円
口座名義人				

(添付書類) 在学証明書 (毎年10月1日以降)